

## 特定費用準備資金の取扱いに関する規程

平成 25 年 6 月 21 日制定

令和 5 年 9 月 15 日改正

理事会は、定款第 34 条の規定に基づき特定費用準備資金の取扱いに関する規程を次のとおり定める。

### (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人埼玉県不動産鑑定士協会（以下「当協会」という。）の特定費用準備資金の取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において特定費用準備資金は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 18 条第 1 項本文に定める将来の特定の活動の実施のために特別に支出する費用に係る支出に充てるための資金をいう。

### 第3条 (削除)

#### (特定費用準備資金の保有に係る理事会承認手続き)

第4条 当協会が、前条の特定費用準備資金を保有しようとするときは、会長は、事業ごとに、その資金の名称、将来の特定の活動の名称、内容、計画期間、活動の実施予定時期、積立額、その算定根拠を理事会に提示し、理事会は、次の要件を充たす場合において、事業ごとに、承認するものとする。

- (1) その資金の目的である活動を行うことが見込まれること。
- (2) 積立限度額が合理的に算定されていること。

#### (特定費用準備資金の管理・取崩し等)

第5条 前条の特定費用準備資金には、貸借対照表及び財産目録上名称を付した特定資産として、他の資金（他の特定費用準備資金を含む）と明確に区分して管理する。

- 2 前項の資金は、その資金の目的である支出に充てる場合を除くほか、取り崩すことができない。
- 3 前項にかかわらず、目的外の取崩しを行う場合には、会長は、取崩しが必要な理由を付して理事会に付議し、その決議を得なければならない。積立計画の中止、積立限度額及び積立期間の変更についても同様とする。

#### (特定費用準備資金等の公表)

第6条 特定費用準備資金等の公表について、資金の取崩しに係る手続き並びに特定費用準備資金については積立限度額及びその算定根拠を、事務局における書類の備置き及び閲覧を行

う。

(特定費用準備資金等の経理処理)

第7条 特定費用準備資金については、公益認定法施行規則第18条第1項、第2項、第4項、第5項及び第6項に基づき、経理処理を行う。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、当協会設立の登記の日からこれを施行する。

附 則

この規程は、令和5年9月15日からこれを施行する。